都議会議員の定数是正に関する見解

２０１２年6月１９日
日本共産党東京都議会議員団

１、都議会のあり方検討会「第一次報告」には同意できません

都議会議員の定数是正については、１票の較差を是正し、民意がより反映されるように、選挙区のあり方や選挙区ごとの定数の見直しが求められていました。ところが、本日、議会運営委員会で確認された、都議会のあり方検討会（大沢昇座長）の「第一次報告」は、都議会議員の定数是正について、千代田区の特例選挙区についても、各選挙区の定数配分についても、何ひとつ改善することなく現行どおりとしています。これでは都民の納得はえられません。

日本共産党都議団は、定数を現行の１２７人とすることは賛成ですが、千代田区の特例も、他の選挙区の定数配分もまったく見直しをせず現行どおりとすることには同意できません。

「第一次報告」には、「慎重に検討した」結果だとの記述がありますが、昨年１０月６日に第１回の都議会のあり方検討会が開かれ、「第一次報告（案）」がしめされた第１１回（６月１１日）までに、議員定数を議題としたのは最近の２回ていどにすぎません。慎重に検討した、議論をつくしたとは、とうていいえません。

今回は、あくまで「第一次報告」です。定数について、「引き続き検討を行っていく」としているのですから、第３回定例会での合意形成にむけて、引き続き十分な議論をおこなうことを、すべての会派、都議会議員のみなさんによびかけるものです。

２、定数是正にたいする日本共産党都議団の基本的考え方

（ア）選挙区定数は最低３人以上とし、１票の較差を最小限に

議会の定数は、有権者の民意をできるだけ反映させるという立場で決定すべきであり、憲法と地方自治法の精神を厳格に守る立場をつらぬくことが大前提です。

今回の定数是正にあたってはこの観点から、抜本的な改正が求められます。地方自治法の改正により、議員定数の上限は撤廃され、自主裁量で定めることができるようになりました。この考え方のもと、日本共産党都議団の定数是正にたいする基本的考え方は、つぎのとおりです。

① 直近の国勢調査で東京都の人口は１３１５万９３８６人となりました。現行の議員定数は１２７人です。東京都議会の議員 1 人あたりの人口は１０万３６１７人と全国で一番多い人数です。全国的には議員 1 人あたり人口の平均は４万６８２２人であり、

東京都の議員１人あたりの人口は全国平均の２．２倍で、最も少ない鳥取県（１万６８１９人）の６．２倍です。これ以上定数を減らすことは民意の反映ということからも不適当です。当面１２７人の現行定数を維持するものとします。

② 現在国会においても小選挙区の弊害など、民意の反映されない選挙制度についても問題点が指摘されているなかで、小選挙区はなくすべきです。このため選挙区については、最低定数３人以上になるようにすべきと考えます。

③ 選挙区別定数については、各選挙区間で議員 1 人あたりの人口の最大較差を１対２未満はもとより、最小限におさえることが必要です。

④ 公職選挙法では、選挙すべき議員の数は、人口に比例して定めることとなっており、小選挙区をなくす立場からも千代田区を特例選挙区をとしてあつかうことは妥当性を欠いています。

（イ）現行公職選挙法の下での対応について

公職選挙法は、「都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による」（第１５条①）と定めており、上記の案の実施には、法改正が必要となります。

しかし、第１５条①の規定については、全国都道府県議長会も改正を要望しています。東京都議会として、都議会議員の選挙区の本来のあるべき姿を大いに議論し、政府および国会にたいし、必要な法改正をつよく働きかけることが必要です。

日本共産党都議団は、その立場での合意をつくる努力をつくすことを求めるものです。その努力をしないで、問題がある法の枠内の議論だけに終始すべきではありません。

本来のあるべき姿と、法改正にむけたとりくみについての議論をつくしたうえで、法改正までの当面の定数是正のあり方についての議論にすすむことが重要だと考えます。

それを前提として、当面の定数是正については、第一に、千代田区の特例選挙区を廃止し、近隣区との合区をおこなうこと、第二にそのうえで、人口の少ない選挙区の議員数が人口の多い選挙区の議員数を上回っている「逆転区」の解消だけでなく、選挙区ごとの格差を極力解消するために、各選挙区の議員定数を人口に応じたものに改善をはかるべきと考えます。

以　上